

令和5年第4回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (12月4日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第15号から日程第36 議案第112号まで	4
・ 報告第 15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和5年度中泊町一般会計補正予算第6号について)	
・ 議案第 81号 中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	
・ 議案第 82号 中泊町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	
・ 議案第 83号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 84号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 85号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 86号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 87号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 88号 中泊町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 89号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	

- ・議案第 90号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- ・議案第 91号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- ・議案第 92号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第7号について
- ・議案第 93号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について
- ・議案第 94号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について
- ・議案第 95号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について
- ・議案第 96号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 97号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 98号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 99号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第100号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第101号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第102号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第103号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第104号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第105号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第106号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第107号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第108号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第109号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第110号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第111号 町有財産の無償貸付けについて
- ・議案第112号 中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定について

散会の宣告 8

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	9
職務のため出席した事務局職員	10
開議の宣告	11
日程第1 一般質問	11
5番 塚本悦子議員	11
4番 秋元 隆議員	15
1番 鈴木長一郎議員	18
散会の宣告	23

第 3 号 (12月8日)

議事日程	25
出席議員	26
欠席議員	27
出席説明員	27
職務のため出席した事務局職員	27
開議の宣告	28
日程第1 報告第15号	28
・報告第 15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和5年度中泊町一般会計補正予算第6号について)	
日程第2 議案第81号	29
・議案第 81号 中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	
日程第3 議案第82号から日程第4 議案第83号まで	31
・議案第 82号 中泊町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	
・議案第 83号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	
日程第5 議案第84号から日程第7 議案第86号まで	33

・議案第 84号	中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・議案第 85号	中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第 86号	中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第8	議案第87号から日程第10 議案第89号まで	36
・議案第 87号	中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
・議案第 88号	中泊町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	
・議案第 89号	中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	
日程第11	議案第90号	40
・議案第 90号	津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	
日程第12	議案第91号	42
・議案第 91号	中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第13	議案第92号	44
・議案第 92号	令和5年度中泊町一般会計補正予算第7号について	
日程第14	議案第93号	52
・議案第 93号	令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について	
日程第15	議案第94号	53
・議案第 94号	令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について	
日程第16	議案第95号	55
・議案第 95号	令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号について	
日程第17	議案第96号から日程第31 議案第110号まで	56
・議案第 96号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第 97号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第 98号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第 99号	中泊町農業委員会委員の任命について	

・議案第100号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第101号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第102号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第103号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第104号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第105号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第106号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第107号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第108号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第109号	中泊町農業委員会委員の任命について	
・議案第110号	中泊町農業委員会委員の任命について	
日程第32	議題第111号	64
・議案第111号	町有財産の無償貸付けについて	
日程第33	議題第112号	65
・議案第112号	中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局 の指定について	
日程第34	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	66
閉会の宣告		67
署名		69

第4回中泊町議会定例会

令和 5年12月 4日（月曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（令和5年度中泊町一般会計補正予算第6号について）
- 5 議案第 81号 中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 6 議案第 82号 中泊町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 7 議案第 83号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 8 議案第 84号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 9 議案第 85号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 10 議案第 86号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 11 議案第 87号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 12 議案第 88号 中泊町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 13 議案第 89号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 14 議案第 90号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 15 議案第 91号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 16 議案第 92号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第7号につ

いて

- 1 7 議案第 9 3 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- 1 8 議案第 9 4 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 1 9 議案第 9 5 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- 2 0 議案第 9 6 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 1 議案第 9 7 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 2 議案第 9 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 3 議案第 9 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 4 議案第 1 0 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 5 議案第 1 0 1 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 6 議案第 1 0 2 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 7 議案第 1 0 3 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 8 議案第 1 0 4 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 9 議案第 1 0 5 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 0 議案第 1 0 6 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 1 議案第 1 0 7 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 2 議案第 1 0 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 3 議案第 1 0 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 4 議案第 1 1 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 5 議案第 1 1 1 号 町有財産の無償貸付けについて
- 3 6 議案第 1 1 2 号 中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定について

○出席議員（13名）

- | | | | | | | | |
|-------|----|-----|---|-------|----|----|---|
| 1 番 | 鈴木 | 長一郎 | 君 | 2 番 | 田中 | 洋 | 君 |
| 3 番 | 成田 | 直人 | 君 | 4 番 | 秋元 | 隆 | 君 |
| 5 番 | 塚本 | 悦子 | 君 | 6 番 | 荒関 | 富雄 | 君 |
| 7 番 | 秋田 | 博 | 君 | 8 番 | 長利 | 司 | 君 |
| 9 番 | 兵庫 | 桂蔵 | 君 | 1 0 番 | 青山 | 雅晴 | 君 |
| 1 1 番 | 沖崎 | 勲 | 君 | 1 2 番 | 野上 | 憲幸 | 君 |

13番 川山光則君

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総 合 戦 略 課 長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	宮 越 裕 子 君
福 祉 課 長	阿 部 弘 喜 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	太 田 光 平 君
教 育 課 長	田 中 綾 人 君
税 務 会 計 課 長	三 上 康 栄 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 利 香代子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 5 年第 4 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 11 番、沖崎勲議員及び 12 番、野上憲幸議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 12 月 8 日までの 5 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から 12 月 8 日までの 5 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 15 号から日程第 36 議案第 112 号まで

○議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 15 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 36、議案第 112 号 中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定についてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日の提案理由を説明させていただく前に議長のお許しを得て、ただいま35年の永きにわたり、町議会議員として町の発展に尽くしてこられました野上憲幸議員が総務大臣表彰を受けられましたことに関しまして、町民を代表いたしまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、本日、令和5年第4回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正や補正予算など合計33件であります。その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第15号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第6号についてであります。

物価高騰緊急対策事業等を実施するため、所要の予算補正を要することから専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第81号は、中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

集落排水事業に地方公営企業法を適用するため、条例を制定するものであります。

議案第82号は、中泊町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第83号は、中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

高度化する行政課題に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度を導入するものであります。

議案第84号は、中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第85号は、中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第86号は、中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

それぞれ、期末手当の支給割合等を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第87号は、中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第88号は、中泊町技能職員の給与の種類及び基準に

関する条例の一部改正について、議案第 89 号は、中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

それぞれ、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため条例の一部を改正するものであります。

議案第 90 号は、津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除適用期間を 3 年間延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 91 号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 92 号は、令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 7 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 1 億 6 2 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 1 億 4, 7 0 0 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に自治体の情報システムの標準化移行作業に係る経費、住民票・戸籍等の振り仮名法改正対応業務委託費、民生費に障害者自立支援給付事業費、こども園の公定価格単価引上等による施設型給付費、衛生費に子ども医療費、農林水産業費に電力料金高騰分の一部を補助する農業水利施設電力価格高騰対策事業費、教育費に先進的学校教育推進事業におけるメタバースを活用した英語教育の海外視察に要する経費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、県支出金を計上したほか、財源調整に充てるため財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第 93 号は、令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも 6 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 5 億 8, 4 9 4 万 9, 0 0 0 円とするもので

あります。

補正する歳出の主なものは、給与改定に伴う職員人件費の調整、諸支出金に、過年度事業費確定に伴う返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、県支出金及び一般会計繰入金並びに財政調整基金繰入金を調整のうえ計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも98万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,945万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、給与改定に伴う職員人件費の調整、歳入は歳出の関連において、診療収入を調整のうえ計上したほか、国庫支出金を追加計上しております。

議案第94号は、令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億4,640万9,000円とするものであります。

補正する歳出は、給与改定に伴う職員人件費を計上したほか、認定調査等費手数料及び介護サービス給付費負担金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金等を計上いたしております。

議案第95号は、令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。

収益的支出について、既決予算額に73万2,000円を追加し、総額3億683万7,000円とし、資本的支出について、既決予算額に89万円を追加し、総額1億9,403万6,000円とするものであります。

補正する支出は、収益的支出に給与改定に伴う職員人件費を、資本的支出に更新工事費を計上しております。

議案第96号から議案第110号は、中泊町農業委員会委員の任命についてであります。

現委員の任期が令和6年3月27日で満了となるため、後任委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものであります。

議案第111号は、町有財産の無償貸付けについてであります。

株式会社ヒロセから町有地に係る使用貸借契約期間延長の願い出があり、契約期間を5年間延長するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第112号は、中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定についてであります。

武田・内潟郵便局への各種電子証明書関連事務等の委託に伴い、取扱事務について新たに契約書を締結し、中泊町の特定の事務を取扱う郵便局に指定するものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前10時11分

第4回中泊町議会定例会

令和 5年 12月 7日 (木曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悦子 君	6番 荒関 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 長利 司 君
9番 兵庫 桂蔵 君	10番 青山 雅晴 君
11番 沖崎 勲 君	12番 野上 憲幸 君
13番 川山 光則 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総合戦略課長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	宮 越 裕 子 君
福 祉 課 長	阿 部 弘 喜 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	山 中 哲 哉 君
小泊支所長	太 田 光 平 君

教 育 課 長
税 務 会 計 課 長
上 下 水 道 課 長

田 中 綾 人 君
三 上 康 栄 君
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 行 政 係

長 利 香 代 子 君
白 川 隼 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） おはようございます。議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、質問させていただきます。

学校のいじめ防止についてであります。平成23年10月11日大津市において、中学生のいじめ自殺事件が発生しました。大津市教育委員会は、必要な調査の指導などを学校に指示することなく、県教育委員会への報告も行っていませんでした。このような学校、市教育委員会の対応に対し、隠蔽体質であるなどの批判がなされ、広く社会問題となりました。このような経緯を経て、平成25年9月、法律第71号により、いじめ防止対策推進法が成立し、以来、今年で10年経過しております。

しかしながら、依然として増加傾向にあります。10月5日付の東奥日報によると、文科省の令和4年度調査によると、全国のいじめ認知件数は前年度に比べ10.8%増の68万1,948件、小中学の不登校児童は22.1%増の29万9,048人で、いずれも過去最高を記録しております。本県では、いじめ件数は小学校4,612件、中学校1,418件で、児童生徒1,000人当たりの認知件数は54.7件で、全国平均53.3件を上回っております。

また一方では、被害者が心身に深刻な傷を負って、重大事態と認定された事案のうち、事前にいじめと認知されていなかったのは4割を超えております。早期発見、早期対応は、今なお大きな課題となっております。また、近年ではチャットいじめも増加しております。

このように、いじめ対策は非常に難しい問題だと思っておりますが、いじ

め問題の基本理念に沿って、予算措置を含めて、町、学校、地域住民、家庭、そのほかの関係者の連携の下に克服することを目指さなければならぬと思うのです。

以上のような状況から、町内学校のいじめの現状、並びに町では防止などの対策のため、どのような指導、措置を行っているか、お聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 塚本議員のご質問についてお答えいたします。

教育委員会では、いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行したのを受け、中泊町いじめ防止基本方針を平成26年度に策定し、各種取組を行っております。いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る、いじめは絶対に許されないという共通認識の下、早期発見や対処の手法、家庭や関係機関などによる連絡・相談体制の整備等に力を入れております。

町内の学校における現状ですが、幸いにも現在までいじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態と認定される案件はございません。なお、いじめの認知件数ですが、令和3年度、小学校で72件、中学校で15件、令和4年度が小学校95件、中学校11件で、いずれも事態は解消したとの報告であります。解消率は100%となっております。なお、令和5年度は、途中でございますが、小学校52件、中学校8件という報告を受けております。また、認知したいじめ案件に関しましては、特に初期対応に重点を置き、事態が悪化しないように努めるとともに、解消したと言われても、定期的な状況を学校現場では確認しているところでございます。

次に、防止等の対策でございますが、まず実態把握といたしましては、各学校において児童生徒へのアンケート調査も定期的なことを実施しております。また、教育相談週間の設定、別途保護者アンケートを活用している学校もあります。また、いじめを発生させない取組としては、各学校によるきめ細かな生徒指導の徹底及び道徳・人権教育の充実を図るほか、当町独自の「ノーいじめ宣言；いじめ等をしない・

させない・みのがさない」の宣誓式を年度初めの4月にどの学校でも実施しております。この取組は、平成25年に始まって、その当時の教育長及び教育委員会の方々が提唱して、現在まで10年間続いているという取組でございます。また、毎年、小学校の1年生には、このようなノーいじめ宣言のワッペンを配付しております（啓発物品を提示）。また、夏には、町主催の少年の主張大会の開催など、多様な手段による防止・啓発に努めているところです。そのような効果もあってか、青森県教育委員会が主催するいじめの防止標語コンクールでは、令和4年、令和5年と2年連続で中里中学校の生徒が最高賞である優秀賞を受賞して、新聞等でも公表されているところであります。いじめに対する基本的な心構えが子供たちにも浸透してきていると実感しております。

今後につきましても、引き続き同様の対策を行っていくほか、今現在、各個人にタブレット端末が配付されております。そのタブレット端末を利用して、いじめや心の悩みを相談できる体制が導入できないものかと検討しているところでもあります。

最後に、繰り返しになりますが、町の防止方針にある「いじめは絶対に許されない」という基本的な考えを強く子供たちに啓発し、学校に対してもいじめはどの子にもどの学校にも起こり得るということを事あるごとに指導し、緊張感を持って臨むよう促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。その中であって、いじめ防止対策、指導も徹底していると承りました。その中でちょっと聞き逃したのですが、不登校はいかかなもののでしょうか、お聞きします。

○議長（川山光則君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） 不登校につきましては、現在うちの管内では3名の不登校という報告があります。ただ、その子供たちに関しても学校、教室には入れなくても、別室登校及び関係機関、適応指導教室があったりするのですけれども、そういうところに通所している現状でございます。

ます。

○議長（川山光則君） 塚本議員、再々質問ありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 不登校はあるということではございますが、その不登校の中に何か隠れているかもしれません。いじめかもしれません。それを探すことはとても難しいことだと思います。いじめは、いじめている本人がいじめていると思っていなければ、それは自分がいじめていると思わない。ただ、いじめられた人がいじめられていると思えば、それはいじめだと思うのです。

先ほど述べたように、大津市の中学校では、自ら命を絶ったその命日に合わせて、事件翌年から毎年、命を思う集いを開き、生徒たちは1日1日大切に生きようということの感想を紹介しております。

また、いじめ防止対策推進法に挙げられている対応はどれくらい取られているかの調査によると、別室指導が1%、そして出席停止はほとんどないと、そして警察など刑事司法機関などの連携は0.3%にとどまると。特に警察などの連携が進んでいない原因として、いじめを研究してきている国立教育政策研究所名誉所員の滝充さんは、そんなに我が町では強度ないじめはないというものの、警察との連携が進んでいないのは、1として、教職員にまだためらいがあるということ、2として、教職員が個人判断し、学校体制ができていない、3として、暴力をいじめやけんかなどと表現することで軽く考える傾向にあると挙げています。教師個人や学校だけで抱き込まない姿勢が必要だと話しております。簡単には思わないでほしいとのこと。

いずれにしても、今は何もなくとも、発生するかもしれません。安全対策とその措置をしっかりと整えておく必要があると思います。先ほど教育長さんもおっしゃっていましたが、いろいろな小学校、中学校がやっています。中里中学校では、生徒会のスローガンとして、いじめの4つの約束を掲げております。いずれにしても、いじめ防止対策推進法をどう使うか、それをどう活かすかが重要なポイントだと思います。

このたび、我が町の小中学校でメタバースを利用した新たな英語教育を掲げ、すばらしい教育だと思いますが、その裏に落ちこぼれやいじめや不登校が出ないように、今後ともいじめのない豊かなこのまま

の学校で目指してほしいと、それを願って質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

4番、秋元議員の質問を許可します。

秋元議員。

（4番 秋元 隆君登壇）

○4番（秋元 隆君） 4番、秋元です。ただいま議長より登壇を許可されたので、通告書に基づき、質問いたします。

常日頃道路の機能を維持し、快適、安全に車が走行でき、人が歩けるようにするため、路面の清掃、草刈り、舗装の補修、防護柵の設置などの安全施設の補修を行っているものと思われれます。また、舗装や橋などの道路施設は、適切な維持管理を行わなければ劣化や損耗が進み、その機能を十分に発揮させることができないと思います。

ところで、最近、特に車を運転して気になることがあり、今回質問いたしました。

まず、主に車で買物やいろいろの用事のため、五所川原市内方面に出かけますが、家から福浦地区を経由し、こめ米ロードに出た場合、最初の信号、ピュア手前の十字路、以前はたしか横断歩道があり、交差点の手前には停止線もあったと思いますが、今現在は真っ黒のまま、線が跡形もない状況です。今のはほんの一例ですけれども、車の走る道路の路面に表示があるはずの横断歩道、車が止まらなければならない停止線が消えているところがほとんどです。そのほかにも、道路のセンターラインはほとんど消えています。これらについて町の対応はどうするのか、お伺いするものです。

それから、これからの冬の期間、当地区は雪が横から降る機会があります。去年のことですけれども、雪が横から降った場合、信号機に雪がついて、信号の色が赤なのか青なのか全然見えないという状況に何回か遭遇しました。雪国に合った信号機を設置する予定はあるのか、お伺いします。

次に、私が前回質問した津軽令和大橋からパルナスまでの交差点の吹雪対策、その結果はどうなったのか。今一部で防雪工事が行われているようですが、そのほかはどうなったのか、お伺いするものです。

以上です。

○議長（川山光則君） 秋元議員の質問に対する答弁を求めます。

下山総務課長。

（総務課長 下山貴子君登壇）

○総務課長（下山貴子君） 秋元議員ご質問のうち、津軽地方の雪に対応した信号機の設置予定についてお答えいたします。

全国的にLEDを使った信号機は、その寿命の長さや省エネルギー効果が高く、電気料金の低減やCO2の削減に効果があることから、電球式からLED式に交換が進められているところですが、降雪地域においては、LED信号機に付着した雪が解けにくく、信号機の色を認識できないことなど、交通トラブルの原因となり得ることから、地域の状況に合わせて選択、設置されていると報道等により認識しているところです。

信号機の設置及び管理につきましては、道路交通法の規定により県公安委員会の所掌となっております。五所川原警察署に確認したところ、堆雪しないように薄型のフラットタイプの信号機や、雪が付着しないように前傾斜させて設置したものを雪に対応した信号機として更新設置しており、また雪の付着により見えにくくなっている信号機については、警察署員等が雪を払うなどといった対策を行っているとのことでした。

町としましては、今後も所轄の警察署に対して、着雪により見えにくくなっている信号機の情報提供など、道路利用者が安全に走行できるように、議員おっしゃる風雪や着雪にさらに有効な対策が取られた信号機についての検討を要望してまいりたいと考えております。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 秋元議員のご質問の道路環境の整備についてお答えいたします。

まず、1点目のセンターライン・交差点の停止線、横断歩道等の路面標示が消えていることの対策についてですが、議員がご指摘のとおり、町の幹線道路のみならず国道・県道や広域農道の道路で薄くなっていたり、消えている箇所があります。路面標示は、道路法・道路交通法で規定されており、センターラインや外側線はそれぞれ所管する道路管理者が設置及び管理し、停止線及び横断歩道の道路標示につい

ては、県公安委員会で設置及び管理することとなっております。

このことから、道路利用者や歩行者が安全に利用できるよう、道路パトロール等で補修が必要な場所を確認するなどして、町で管理している道路については、必要に応じ早急に対策するとともに、国道と県道については県に、停止線及び横断歩道については所轄の五所川原警察署を通じて早急な対応をしていただけるように要望してまいりたいと思います。

続きまして、3番目の津軽令和大橋からの交差点の冬期のホワイトアウト現象対策についてですが、令和3年9月議会において、除雪パトロールを強化し、除雪回数を増やすことによる吹きだまりの解消に努めてまいりますと答弁させていただきました。

しかしながら、これは吹きだまりに対する対策であり、議員ご指摘のホワイトアウト対策までには至っておりません。

そこで、国道・県道にも関わることから、県と協議しながら主要な交差点部に点灯式や回転式の視線誘導標等の設置を要望し、町独自でも県と同様な視線誘導標等の設置を検討するなど、ホワイトアウト時の視程障害が軽減できるように対応してまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 答弁ありがとうございました。

私質問通告してから、先月の29日の東奥日報のほうに載っているのですけれども、横断歩道補修増ということで、県の議員団が公安委員会と県警のほうに要望書を提出しております。私もこれ早く読んでいけば、こういう質問はしなかったのですけれども、もし要望等すれば、早急に対処できるのであれば、私も先立って協力しますので、その節はよろしく願います。

それから、まず今の時期は、これから冬期間になるので、路面が雪に覆われます。春一番に横断歩道、特に通学路、小学生の通学路等については真っ白な横断歩道をぜひ設置していただけるように強力にお願いしていただきたいと思えます。

それから、ホワイトアウト対策で県のほうに要望するということで、その要望の結果が出ましたら、お知らせ願えればと思っ

ています。

以上です。

○議長（川山光則君） 答弁は。

○4番（秋元 隆君） 分かりました。では、終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして秋元議員の質問を終了します。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） 1番、鈴木です。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき、質問させていただきます。

まず、1つ目は、小泊漁港区域内の洋上風力発電事業についてであります。9月の議員説明会で、それまでの経過を説明いただいたところですが、洋上風力発電の計画は進んでいるのかと地域住民の声がありますので、事業の進捗状況と今後の計画についてお伺いいたします。

そして、2つ目は、当町の農漁業の今後の展望についてであります。まず最初に、農業については、町が推進しているロボット、AIなど先端技術を活用するスマート農業の現状と今後の方針についての考え。そしてまた、漁業については、マツカワガレイの養殖の現在の状況と今後の販売戦略についてお伺いしたいと思っておりますので、どうかご答弁のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 鈴木議員ご質問の3点のうち、洋上風力の最近の状況については担当の課長のほうからお答えをさせていただき、私のほうからはスマート農業の現状、今後の方針、それとマツカワガレイの養殖の状況について、お答えをさせていただきたいと思っております。

お尋ねの我が町におけるスマート農業の現状と今後の方針についてでございますが、現在、中里地域においてスマート農業に対応するGPS基地局が整備をされておりまして、この基地局は中里全地域を網羅することが可能な設備となっております。また、農業を行う上での基礎となります農地の整備につきましては、十三湖地区1期から3期地区を経営体育成基盤整備事業で行っておりまして、ほかに宮野

沢・薄市・今泉の3地区においては、農地中間管理機構関連農地整備事業により整備を行っているところでございます。

これらに関しまして、11月9日・10日の両日には、私が会長を務めております十三湖二期地区土地改良事業促進協議会として、農林水産省本省、それから県選出国會議員及び仙台にございます東北農政局を訪問し、国営事業等の要望活動を行い、特に農水本省におきましては、武村副大臣との意見交換の際に、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、スマート農業の重要性に対して深いご理解を頂戴したところであります。

現在、機械導入につきましては、センサーやデータを活用した適正施肥による作業の効率化や、自宅にしながら携帯電話等の機器によって水管理が可能な機械の導入など時間短縮、省力化が図られているものの、これらの機器の購入費が高価なことから、国・県の事業を活用しながら導入しているのが現状でございまして、これらに対する支援も先ほど申し上げました要望の際にお願いをして、理解を得ているところであります。

今後、農業者の高齢化や担い手不足によって農地の集約が加速されていくと推測されておりますし、将来的には町で提言しております中泊町地域農業の未来に向けての提言書、いわゆる400町歩プランが実現に向かうものと考えてございまして、スマート農業の導入が一層発揮される時代が来ることは確実と考えてございます。

町としても機械導入につきましては、関係機関や県産業技術センター等との連携を図りながら、機械の性能や活用方法の周知を図りますとともに、国・県の対応や農業情勢を踏まえて対応を考えてまいりたいと思います。

続きまして、マツカワガレイの養殖の状況と今後の販売戦略についてでございます。マツカワガレイの養殖につきましては、マツカワガレイ本体が高価で取引されているものでありまして、平成30年度から令和4年度まで、青森県水産総合研究所のご協力の下、町の企業版ふるさと納税を活用して、連携事業といたしまして、小泊漁業協同組合が試験養殖に取り組んできたところでございます。

その成果を基にしまして、令和5年度からは、NAKADOMARIビジネスコンテスト2022で水産加工及び商品開発の立案で最優

秀賞を獲得し、来年3月に法人化を予定している中泊さかなプロダクツ協議会、これ小泊漁協の婦人部で構成している団体でございますが、小泊漁業協同組合の施設を無償で借り受けて、マツカワガレイ養殖専門部会を設置し、生産から販売までの養殖事業を行っているところであります。

議員もご存じのとおりかと思いますが、今季の異常気象に伴う急激な海水温度の上昇により、一時は28度まで上がったというふうに承知しているわけですが、養殖施設内の水槽温度を下げるために、循環ろ過装置を氷で冷却するなどの対策を講じたところではあります。令和4年度産974尾がへい死し、また本年度7月に青森県栽培漁業振興協会より搬入をいたしました稚魚1,200尾につきましても、4年度産と同じような対策を講じたものの、へい死をさせてしまうに至ったところであります。

現在、6つある水槽のうち、水温上昇を抑制する熱交換機を施した1つの水槽で、令和2年、3年度産の成魚、これは1キロを超えるものになっているわけですが、160尾に加え、県の水産振興課の協力により、弘前大学地域研究所が陸上養殖試験を行っているSGプラザ、これは八戸の旧新八温泉でございますが、10月400尾、11月200尾、無償にて譲り受けた稚魚600尾の養殖を行うとともに、残り5つの水槽にも水温上昇を抑制する熱交換機を随時導入するなど検討している状況であります。

養殖事業に関しましては、中泊さかなプロダクツ協議会が今後も引き続き行っていくとともに、農林水産省の補助金を令和5年度から令和7年度まで活用するなど、加工による新商品の開発を手がけ、付加価値のある商品を日本全国はもとより台湾などの市場をターゲットに商談を行い、販路拡大に向けて取り組むこととしております。マツカワガレイにつきましても、以前実施したモニタリング調査でもいづれも高評価をいただいております。メバルに次ぐ町の新たな食材、ご当地グルメ商品として、観光面においても大いに効果が得られる商品であることから、私自身トップセールスを通し積極的にPRすることにより、最終的には漁業所得の向上、漁業経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 鈴木議員の小泊漁港区域内の洋上風力発電事業についてのご質問についてお答えいたします。

9月の議員説明会では、議員皆様ご承知のとおり、国会議員が小泊漁港区域内の洋上風力発電事業の提案者である日本風力開発株式会社の当時の社長から、不透明な資金を受領した疑いがあると報じられ、その時点では捜査の行方を見守っている状況にあるとご報告申し上げた次第です。

その後の経過といたしましては、9月1日の前社長の引責辞任を受けて、同月26日には新社長が就任し、事態を重く受け止めて、本件に関する事実関係の調査、社内のガバナンスや内部統制の検証を含む発生原因の分析及び再発防止策の提言を目的として、弁護士等の外部専門家チームによる特別調査委員会を設置し、現在、信頼回復に尽力している状況にあると伺っております。

また、本事業にご賛同いただいている地元の小泊・下前の2漁協に対しましては、それぞれの要望を受けて、10月6日、10月13日に日本風力開発株式会社の事業担当者が両漁協を訪問し、お騒がせしたことへのおわびと現状について、説明の機会をいただいております。

本事業は、9月の議員説明会で申し上げましたとおり、今回の贈賄容疑、便宜供与があったとされる一般海域の問題とは異なり、昨年、令和4年8月3日に締結した水産連携協定に基づき、漁業の振興をはじめ、地域の活性化について考えてくださった結果として、ご発案いただいた事業であると認識しております。

したがいまして、本事業者には、燃油の高騰や不漁などで苦しんでいる地元の漁業者の支援や、少子高齢化・過疎化が進む圏域の活性化につながる事業として、やり遂げていただきたいと切望するものであります。

ただ、本事業が実現可能か、進んでいるのかどうかという点では、現在も経過を見守るしかないという状況にあり、今後事態が進展するような動きがございましたら、関係各位の皆様方にご報告申し上げながら、当初予定していた特別目的会社（SPC）への出資の検討も含め、本事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） ただいま越野課長より風力についての説明がありましたけれども、大変残念なことに日本風力があのような、秋本議員によりあのようなことがありまして、我が町でも正直な話、大変迷惑を被っていると思います。でも、この事業については、すごくいい事業ということで、我が町にとってもすばらしい、変な話、早く言えばお金も入ってくるというような事業でありますので、今後も進めていってもらえればありがたいと思います。

そしてまた、スマート農業についてですけれども、町長の答弁、本当にありがとうございました。やっぱり町長が言うとおりに、我が町でも高齢化が進みまして、おのずと集約農家に面積を委ねるよりないのではないかと、そのように思います。

そして、先ほど町長言われたとおり、11月9日、十三湖土地改良区の青森県土地改良事業団体連合会の要請活動がすごくテレビに出まして、さすが我が町の町長だなと思いました。あのように進めていただいで、本当にありがとうございました。

ですので、これからスマート農業については、確かに集約農業も、機械も大型化しなければいけない、そしてまた先ほど町長が言われたとおり、今現在の持っている携帯電話で農業できるような時代になると思います。それで、私のお願いとしては、答弁は要らないですけれども、我が町独自の集約農家、そういう農家に対してできる限りの、支援があるのであれば、助成していただければ大変ありがたいのではないかと思いますので、そのこともひとつ考えていただきたいと思います。

そして、マツカワガレイについてなのですけれども、何か漁協の婦人部の方からも聞きますと、来年にも商品化すると、そのように伺っています。これをぜひ軌道に乗せるような形で頑張っていただいで、地元の雇用対策にもつなげるような事業であれば大変いいのではないかと、そのように思いました。答弁は要らないですけれども、今後マツカワガレイ、死んだとか、そんないろんなこともあって大変だろうと思いますけれども、それはそれで教訓としていただいで、もし駄目なものであれば、正直やめなければいけないし、今後についていいも

のであれば進めていかななくてははいけませんし、答弁は要らないのだけれども、まねばやめて、ほかの養殖に行くことも可能ではないのではないかと思いますので、ご答弁は要らないので、そこら辺も考えていただければありがたいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時42分

第4回中泊町議会定例会

令和 5年12月 8日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第 15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和5年度中泊町一般会計補正予算第6号について)
- 2 議案第 81号 中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 3 議案第 82号 中泊町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 4 議案第 83号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 5 議案第 84号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 6 議案第 85号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 7 議案第 86号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 8 議案第 87号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 9 議案第 88号 中泊町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 10 議案第 89号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 11 議案第 90号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 12 議案第 91号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第 92号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第7号について
- 14 議案第 93号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について

- 1 5 議案第 9 4 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 1 6 議案第 9 5 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 3 号について
- 1 7 議案第 9 6 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 1 8 議案第 9 7 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 1 9 議案第 9 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 0 議案第 9 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 1 議案第 1 0 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 2 議案第 1 0 1 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 3 議案第 1 0 2 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 4 議案第 1 0 3 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 5 議案第 1 0 4 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 6 議案第 1 0 5 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 7 議案第 1 0 6 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 8 議案第 1 0 7 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 9 議案第 1 0 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 0 議案第 1 0 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 1 議案第 1 1 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 2 議案第 1 1 1 号 町有財産の無償貸付けについて
- 3 3 議案第 1 1 2 号 中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定について
- 3 4 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 鈴 木 長一郎 君 | 2 番 田 中 洋 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 長 利 司 君 |
| 9 番 兵 庫 桂 蔵 君 | 1 0 番 青 山 雅 晴 君 |
| 1 1 番 沖 崎 勲 君 | 1 2 番 野 上 憲 幸 君 |
| 1 3 番 川 山 光 則 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総 合 戦 略 課 長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	宮 越 裕 子 君
福 祉 課 長	阿 部 弘 喜 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	太 田 光 平 君
教 育 課 長	田 中 綾 人 君
税 務 会 計 課 長	三 上 康 栄 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 利 香代子 君
総 務 課 行 政 係	白 川 隼 君
総 務 課 副 参 事	長谷川 朱 子 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 15 号

○議長（川山光則君） 日程第 1、報告第 15 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 報告第 15 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和 5 年 10 月 19 日付で専決処分をいたしました専決第 9 号は、令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 6 号であります。

物価高騰緊急対策事業等を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 184 万 9, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80 億 4, 078 万 1, 000 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6 ページを御覧願います。3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 19 目緊急対策費、18 節負担金、補助及び交付金に、物価高騰緊急対策事業として町民 9, 732 人に 5, 000 円分の E d y ポイントを付与する交付金 4, 866 万円を、省エネ家電購入・買替え促進助成金 1, 500 万円の合計 6, 366 万円を計上しております。

第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 6 目子ども・子育て世帯応援金給付費、18 節負担金、補助及び交付金に、町内の 15 歳までの 580 人に 3 万円を給付する子ども・子育て世帯応援金の給付費として

1, 740万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページを御覧願います。

2、歳入。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金に、楽天E d yギフト交付金に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1, 106万2, 000円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金に楽天E d yギフト交付金及び省エネ家電購入・買替え促進助成金に係る物価高騰緊急対策市町村交付金4, 269万4, 000円を、第2目民生費補助金に子ども・子育て世帯応援金給付事業費補助金1, 776万4, 000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として1, 032万9, 000円を計上しております。

以上、令和5年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第15号は承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第81号

○議長（川山光則君） 日程第2、議案第81号 中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第81号 中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書つづりの2ページを御覧願います。

本条例は、集落排水事業の経営成績及び財政状況を明確化し、事業の中長期的な計画策定のため、地方公営企業法適用に移行する必要があることから、現行条例を廃止及び一部改正し、新たに条例の制定を行うものであります。

次のページ、3ページを御覧願います。

第1条は、事業の設置について規定しております。

第2条は、事業における財務規定等の適用について規定しております。

第3条は、事業の経営理念と各施設の経営規模について規定しております。

第4条、事業の用に供する資産の取得及び処分に関し、予算で定めなければならない基準について規定しております。

第5条は、事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を要する基準について規定しております。

次のページ、4ページを御覧願います。

第6条は、事業の一部事務の権限委任について規定しております。

第7条は、議会の議決を要する負担付寄附の受領等について規定しております。

第8条は、業務状況説明書類作成の期間及び記載事項について規定しております。

附則第1項では、本条例を令和6年4月1日から施行することとしております。

第2項では、本条例の制定に伴い、(1)及び次のページ、5ページを御覧願います。(2)、(3)までの現行条例の廃止について規定しております。

第3項及び第4項は、農業・漁業集落排水処理施設条例の一部改正についてであります。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧願います。

最初に、農業集落排水施設条例についてご説明いたします。

第1条は、「設置」規定を、「趣旨」規定に改めております。

第7条では、「町長が指定する業者」を「中泊町水道事業指定給水装置工事業者」に改めております。

次に、漁業集落排水処理施設条例についてご説明いたします。

第1条は、「趣旨」規定について変更しております。

第7条では、「町長が指定する業者」を「中泊町水道事業指定給水装置工事業者」に改めております。

以上、議案第81号 中泊町集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明申し上げました。

なお、公営企業会計システムの統合につきましては、対応等について検討中ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第82号から日程第4 議案第83号まで

○議長（川山光則君） 日程第3、議案第82号 中泊町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから日程第4、議案第83号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてまでの2議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとの議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第82号 中泊町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第83号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

提出議案書つづりの6ページを御覧ください。

複雑・高度化する行政課題や、緊急の課題へ速やかに対応していくことを目的に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく制度を導入するため条例を制定し、また中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正するため提案するものです。

7ページを御覧ください。

第1条は、趣旨といたしまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものです。

第2条第1項は、高度の専門的知識等を有する者を一定の期間活用することが特に必要であるときの採用について、同条第2項は、専門的知識経験を有する者を期限をつけて業務に従事させることが必要であるときの採用について、第3条は、業務量との関連で期限をつけたときの採用について、8ページを御覧ください。第4条は、任期付短時間勤務職員の採用について定めるものです。

第6条は、第2条から第4条の規定により採用された者について、5年以内の任期を定め、9ページを御覧ください。第7条は、給与に関する特例の給料表等を定め、第8条は、中泊町職員の給与に関する条例の適用除外となる主な手当等について定めるものです。

11ページを御覧ください。

議案第83号では、さきにご説明いたしました条例の制定に伴い、所要の改正をするものです。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」によりご説明いたします。

恐れ入りますが、条例等新旧対照表の2ページを御覧ください。

第2条の第3項として、1週間の勤務時間に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員の規定を加え、第3条、第4条の週休及び勤務時間の割りに任期付短時間勤務職員を加えるものです。

ただいまご説明いたしました2条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、議案第82号から議案第83号までの2議案についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第82号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第84号から日程第7 議案第86号まで

○議長（川山光則君） 日程第5、議案第84号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第7、議案第86号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第84号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第85号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第86号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括してご説明申し上げます。

提出議案書つづりの13ページを御覧ください。

今回の改正は、青森県人事委員会が行った「令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告」を受け、給与改定を行うこととした青森県及び県内市町村の動向に鑑み、議会議員、特別職の期末手当の支給割合及び職員の給料月額、期末・勤勉手当の支給割合等を改定し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するなど、所要の改正を行うため、提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」によりご説明いたします。

恐れ入りますが、条例等新旧対照表の4ページを御覧ください。

議案第84号の第1条関係は、議員の期末手当を引き上げる条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き上げ、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めるものです。

第2条関係は、今回の引上げ分を6月期と12月期が均等になるよう配分し、「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものです。

5ページを御覧ください。

議案第85号では、さきにご説明いたしましたものと同様に特別職の支給率を改めるものです。

ただいまご説明いたしました2条例は、公布の日から施行し、令和

5年12月1日から適用するものです。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行することといたしております。

6ページを御覧ください。

議案第86号の第1条関係は、職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月及び0.25月分引き上げるとともに、初任給をはじめ若年層に重点を置いた引上げをする給料表の改正を行っております。

現行12月期の支給率を、期末手当で職員は「100分の125」、定年前再任用短時間勤務職員は「100分の70」に改め、勤勉手当で職員は「100分の100」、定年前再任用短時間勤務職員は「100分の47.5」に改めるものです。

改正給料表については、本年4月1日に遡って適用することとしています。

7ページを御覧ください。

第2条関係は、任期付短時間勤務職員の給料月額について定めたものを加え、今回の期末・勤勉手当の引上げ分を6月期と12月期が均等になるよう配分し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために改めるものです。

期末手当で職員は「100分の122.5」、定年前再任用短時間勤務職員は「100分の68.75」に改め、勤勉手当で職員は「100分の97.5」、定年前再任用短時間勤務職員は「100分の46.25」に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行することとし、第1条の規定による改正後の中泊町職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものです。

以上、議案第84号から議案第86号までの3議案についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第84号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第87号から日程第10 議案第89号
まで

○議長(川山光則君) 日程第8、議案第87号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第89号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての3議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行

い、討論、採決は議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長(下山貴子君) 議案第87号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第88号 中泊町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第89号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを一括してご説明申し上げます。

提出議案書つづりの32ページを御覧ください。

今回の改正は、「地方自治法の一部を改正する法律」に伴い、令和6年度から、会計年度任用職員について勤勉手当を適切に支給すべきものとされたことから提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、「条例等新旧対照表」によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、条例等新旧対照表の9ページを御覧ください。

議案第87号では、育児休業中の会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、第7条第2項の(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)を削り、議案第88号では、技能職の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため第5条第1項を、議案第89号では企業職の会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため第17条第1項を、それぞれ「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」と改めるものです。

ただいまご説明いたしました3条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、議案第87号から議案第89号までの3議案についての説明といたします。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

野上憲幸議員。

○12番(野上憲幸君) 議案第87号ですけれども、これは育児休業する職員の期末手当とかの支給、これは異論がないわけですからけれども、ただ、今男子が育児休業を取るとか、休暇を取るとか、いっぱいそういうの

を政府で今推奨しているわけです。これは、民間も当然そういう中身に倣えということにはなっているのですけれども、ただ民間も今やっとそれに追随できるような形として、みんな追随していますけれども、そこで男子職員と女子職員が例えば同じ日に休暇を取ると。そういうのは、休暇としての在り方は、いわゆる夫婦、女子の育児があまりにも負担がかかるので、男子の育児休暇も認めるというシステムで本当は考えていると思うのですけれども、それが2人同時に取る、それは急病であるとか、症状が重い場合であれば、何らかの状態でそういうことはあるかもしれませんが、それを多様に取りられるような状態を仮定して、それを確かめるような、そういうシステムはあるものですか。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 育児休業につきまして、職員のほうから申請が上がってきたときに、それぞれ確認するという手段しかございません。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） とすれば、これは役場の職員だけで夫婦でいる人たちはそれが分かると思いますけれども、ほかの職場を持ちながら、いわゆる男子休暇、女子休暇がダブって取られるようになって、それをいい状態で使えばいいのですけれども、不正利用するようなことも考えられるのです。そういうことを考えたことはありますか。普通の民間であっても、有給休暇の与え方というのは、いつでも与えるということではなくて、繁忙期であれば、ある程度忙しいときであれば、断る、調整できるような中身もあるのです。何でかという、こういうシステムの中身は公務員が一番先に手がけるわけです。公務員自体がそういう抜け道を確認できるようなシステムを全然つくっていないような形があるものですから、そういうものを考えたことありますか。

○議長（川山光則君） 下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 繰り返すことになるかとは思いますが、あくまでも職員のほうに詳しい聞き取りをして、夫婦同時に取られているとか、悪用されていないかとか、その制度を悪用されていないかというところを的確に処理してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） 今民間はそういう形が出ているのです。夫婦でそういう育児休暇、いろんな休暇を取りながら、利用目的が違っているようなことがあるものですから、やっぱりそういう中身もしっかり、町の職員だけではない、ほかの職場に勤めている人も併せながら、夫婦2人でそういう取り方するところあるのです。考えたことないかもしれませんが、ただそういうことがないように。

○議長（川山光則君） 答弁求めるの。

○12番（野上憲幸君） 一般論としてどうですか、町長。

○議長（川山光則君） 町長、ではお願いします。

○町長（濱舘豊光君） 一般論として、育児に専念する方が取る休業であって、通常の休暇であれば別ですけれども、育児休業という制度は、例えば夫婦2人で取れるというふうには認識していなかったの。

例えば今我が町であるのは、小泊の診療所の所長さんが、小さい子供がおられるわけです。旦那さんが五所川原市の職員なのだけれども、育児休業を取っているようであります。ただ、そのときに、ドクターであるうちのほうの職員までが育児休業を取るとなると、2人でどうしても育児しなければいけない事情が認められれば取れるのだと思うのですけれども、通常の場合は取らないのではないかなと思いますけれども。

（「休暇の場合は」の声あり）

○町長（濱舘豊光君） 休暇はあると思います。休業と休暇というのは、基本的にその与えられている権利としての意味合いが違うわけですので、片方が育児休業を取って長期休暇している間に、一時的に、例えば旦那さんも応援しなければいけないとか、奥様も応援しなければいけないとなると、独自の有給休暇なりを取って、もしくは育児なり特別な事情があって取るというところを認定するのではないかなと私は思っております。調べさせていただきたいと思っております。

○議長（川山光則君） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第87号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 87 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 88 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 89 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

私語が多いようですので、極力控え目にしてください。

◎日程第 11 議案第 90 号

○議長(川山光則君) 日程第 11、議案第 90 号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長(三上康栄君) 議案第 90 号 津軽鉄道株式会社に対する固

定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

津軽鉄道株式会社より当町に対し、平成6年度から実施している固定資産税の課税免除について継続の陳情があり、協議の結果、適用期間を3年間延長し、令和8年度までとするものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の10ページを御覧願います。

第2条第3項の「令和5年度」を「令和8年度」に改めるものです。

なお、本条例の改正は公布の日からの施行でございます。

以上で議案第90号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） この件については、平成6年度からということで、かなり長きにわたって免除されているということになるわけですが、一方の五所川原市さんのほうはどういうふうなことになっているのでしょうか、その辺をちょっとお知らせ願います。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの成田議員のご質問にお答えいたします。

五所川原市さんにつきましては、現在確定的な情報はちょっとつかんでないのですが、今後様々補助金とか、その免除、こちらを見送るような動きであると伺っております。

ただ、私ども中泊町につきましては、これまでも駅ナカにぎわい空間、そこに金多豆蔵の人形劇場、こちらを設置したり、様々な活用をさせていただいている、それからストーブ列車等で当町へいらして下さっている観光誘客、そういった面から、やはり津軽鉄道を支援、サポートしていくという形でいきたいと考えております。

五所川原市さんにつきましては、様々な理由があろうかと思えますけれども、まだ確定ではございませんが、この減免、こういったものは見送るといような情報で伺っております。

以上です。

○議長（川山光則君） 成田議員。

○3番（成田直人君） では、その中で確認ですけれども、五所川原市さんとは歩調を合わせるのではなくして、あくまでも中泊町、本町そのものが今の現状とか、これからの将来を見ながら、それはそれで別個の形で進める場合もあるということによろしいのですか。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 五所川原市さんは五所川原市さんの理由があるかと思えますけれども、中泊町といたしましては津軽鉄道さんからも要望書をいただいております。それをしっかり見て、やはり厳しい状況にあると伺って、そう感じましたので、我々でできること、これまでもやってきたことを継続していくというスタンスでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第91号

○議長（川山光則君） 日程第12、議案第91号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長（三上康栄君） 議案第91号 中泊町国民健康保険税条例の

一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、全世代対応型の持続可能な社会制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改めるものであります。

具体的には、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産される方がおられる場合、産前産後の4か月分、多胎出産の方の場合は6か月分を区分に応じ減額するものであります。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の10ページから11ページを御覧願います。

中泊町国民健康保険税条例に新たに第23条第3項を加え、同項第1号では医療分、第3号では後期高齢者支援分、第5号では介護納付分をそれぞれ、第3条、第6条、第8条の規定により算出した当該出産被保険者所得割額の12分の1の額に、当該被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額するものであります。

第2号では医療分、第4号では後期高齢者支援分、第6号では介護納付分の当該出産被保険者均等割額をそれぞれ、第5条、第7条の2、第9条の2の規定より算出し、その額の12分の1の額に、当該被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額するものであります。

11ページ下段を御覧ください。第24条では、新たに24条の3を加え、減額に係る届出を規定するものであります。

本条例の改正は、令和6年1月1日からの施行でございます。

以上で議案第91号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第92号

○議長(川山光則君) 日程第13、議案第92号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第7号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長(三上晃瑠君) 議案第92号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億622万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,700万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に歳出についてご説明いたします。

歳出の第1款議会費から第10款教育費までの各費目の2節及び3節、4節、18節並びに27節特別会計繰出金にそれぞれ給与改定に伴う所要額を計上しておりますが、これらの款を追っての説明は省略させていただきます。

10ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、11ページを御覧願います。第6目企画費、7節報償費に、ふるさと納税寄附額の増加見込みに伴う返礼品追加分経費として記念品131万1,000円を、11節役務費に、返礼品提供業務等に係る経費として手数料117万円を、12節委託料に、大沢内地区の運行等を追加した経費として地域拠点連絡バス運行84万5,000円を、宮野沢地区の運行等を追加した経費として武田・中里地区巡回バス運行134万円を、12ページを御覧願います。第12目電算事務対策費、12節委託料に、法改正による住民票、戸籍等の振り仮名対応を行うためのコンビニ交付システム改修経費188万1,000円

を、自治体の情報システムを令和7年度末までに標準化標準システムへ移行するための令和5年度分の標準化フィッティング作業に係る経費1,146万8,000円を計上しております。

13ページを御覧願います。第2項徴税費、第1目税務総務費、10節需用費に、次年度用の固定資産税・軽自動車税の納税通知書に係る印刷製本費188万9,000円を、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料に、住民票、戸籍等の振り仮名法改正対応業務として341万円を計上しております。

14ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、15ページを御覧願います。第5目福祉センター費、12節委託料に、稼働中の老人福祉センターを令和6年1月末まで1か月間延長することによる管理運営に係る委託費140万9,000円を、第6目障害者福祉費、19節扶助費に、施設利用者が増えたことによる障害者自立支援給付事業費2,735万円を、16ページを御覧願います。第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費、19節扶助費に、こども園の公定価格改定による単価引上げ及び利用者の増などによる施設型給付費(町内)1,797万9,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、17ページを御覧願います。第7目乳幼児・子ども育成費、19節扶助費に、受診増により子供の医療費が増えたことから、子ども医療費108万3,000円を計上しております。

19ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第4項農地費、第1目農地総務費、18節負担金、補助及び交付金に、地域の排水機能や湛水被害の防止など公益的機能も担っている小田川・十三湖両土地改良区の農業用水利施設の電力料金高騰分の一部を補助する農業水利施設電力価格高騰対策事業332万1,000円を計上しております。

21ページを御覧願います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費、10節需用費に、除雪機械の修繕費として物件等修繕料167万2,000円を、第5項住宅費、第1目公営住宅管理費、10節需用費に、給湯器などの修繕による物件等修繕料200万円を計上しております。

22ページを御覧願います。第10款教育費、第1項教育総務費、

第2目事務局費、23ページを御覧願います。12節委託料に、先進的学校教育推進事業におけるメタバースを活用した英語教育の海外視察に要する経費として海外視察手配業務180万8,000円を計上しております。

24ページを御覧願います。第4項小中一貫校費、第1目学校管理費、10節需用費に、物価高騰による電気料449万9,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。8ページにお戻り願います。2、歳入。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金に、障害者自立支援給付費負担金1,367万4,000円を、2節児童福祉費負担金に、子どものための教育・保育給付交付金888万5,000円を計上しております。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、1節総務管理費補助金では、戸籍システム改修等に係る補助金の組替えにより、社会保障・税番号システム整備費補助金（法務省分）308万円を追加し、戸籍付票システム改修業務補助金443万3,000円を減額し、合計で135万3,000円を減額しております。

第15款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金に、障害者自立支援給付費負担金683万7,000円を、2節児童福祉費負担金に、子どものための教育・保育給付費等負担金427万7,000円を、施設型給付費地方単独費用負担金131万6,000円を計上しております。

第2項県補助金、第1目総務費補助金、1節総務管理費補助金に、社会保障・税番号システム整備費補助金664万4,000円を計上しております。

9ページを御覧願います。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金、1節一般寄附金に、ふるさと納税300万円を、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として5,176万5,000円を計上しております。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入、3節総務費雑入に、デジタル基盤改革支援補助金1,146万7,000円を計上しております。

5 ページを御覧願います。第 2 表、債務負担行為補正、1、廃止では、リース契約に係る入札が不調となったため物品購入に変更し、契約締結が完了したことから、給食センター厨芥処理システムリース料 6 3 7 万 4, 0 0 0 円、給食センター冷凍庫リース料 7 3 万 7, 0 0 0 円を廃止しております。

第 3 表、地方債補正、1、変更では、町道整備事業の限度額を 3, 6 9 0 万円に変更しております。

以上、議案第 9 2 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 7 号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

沖崎議員。

○11 番（沖崎 勲君） 本来にはいいわけですがけれども、関連して、今立派な温泉が、福祉関係の温泉ができようとしております。町民からは、いつできるのだろうと、いつ入るにいいのかと聞かれておりますけれども、ただ関連して、隣近所の奥の家とか小屋が、ちょっとひびが入ったのではないかと、いろんな苦情が聞こえてきております。

そしてまた、あの道路、町長、歩いて分かっていると思いますけれども、言わばちょっと寂れたけれども、中泊の銀座通りでありますので、汚くてはと、誰も褒めることないわけです。その点気をつけて、これからでも。

そしてまた、今話したひび割れとか、道路は今改修してよくなると思いますけれども、元の写真も撮ってあるし、私はいいと思うのだけれども、そういう話が出ております。もちろん役場のほうで、まず何かあれば補償はするわけなのですけれども、その点もあんまりこじれないうちに、いろんな苦情来たら話ししてもらえるように。

そしてまた、私たちがそうなのですけれども、ああいう工事すれば、全部建設課だと、町民はそう思っているらしくて、ただどこでもいいのだ。ああいう大きい事業があれば、行政みんなが緊張して、誰から電話来てでも、どこかそういう町民に対する話は何だか行き届いていないというか、私は関係ないのだと、そういう言葉ではないのだけれども、私は知らないと、そういう電話があるらしくて、担当課としてそういう問題あったら、すぐに電話が来たら行って、幾らいいものが

できても、後々何だかんだならないようにひとつお願いしますし、その点はもう電話も来ているものですか。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの沖崎議員のご質問にお答えいたします。

一昨日、そのような道路が汚いという電話はいただいております。即環境整備課の外構工事の担当者を通じて事業者さんに連絡を入れて、現在外構工事を行っている隆伸工業さん、それから高橋組さん、共同で今後散水をしながら対応に当たると伺っておりました。

それからあと、ひび割れの件につきましては、今後ちょっと確認をさせていただいて、現場を我々も歩いて確認をして、対応を検討して、もしひび割れ等があれば即対応していきたいと。なるべくそういったトラブルのないように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 教育面でございますが、このたび県内まれに見る無償の公設塾、ナカデミーが開設されて、皆さん大変喜んでいるというふうに新聞でも伺いました。今現在、この利用者の状況、講師の配分などをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川山光則君） 答弁。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ナカデミーの現在の参加状況につきましてお答え差し上げたいと思います。

合計、小学校で36%、それから中学校で28%でありまして、大体約3割ぐらいの生徒さんが参加しているという状況で、講師はたしか都合9名配置しております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 何かとても充実しているような感じがえませんが、私先回、例えば不登校の生徒も使えるような環境でありますかと言ったら、整えますという感じの答弁していただいたのですが、このたびこの公設塾に不登校の方はおいでになっていますでしょうかしら、伺

いたいと思います。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 不登校の参加人数につきましてでございますが、うちの町、不登校の数、100人台とか、そういう人数はおりませんので、ここで答えすると個人が特定されるおそれがございますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 私は、ただ利用している方がいるかというだけで、公開できないという趣旨、何か教育の方針で公開できないものとかあるのでしょうかしら。私勉強不足なので、公開できないような……。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育長（鈴木信也君） 先ほど申し上げましたとおり、うちの不登校の人数、そんなに多くないですので、ここで答えすることは、個人情報の特
定に当たるおそれがあると、そういうことでございますので、お答えは差し控えさせていただきたいと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 昨日3人くらい不登校がありますとは答えてくれたのですが、私は例えば不登校と毎日学校に行っている方とは、同じ目線で見ているのです。不登校が悪いとかではないのです。例えばなぜそう言うか。実際不登校でこの塾に来たおかげで、ますます元気になって、不登校はいじめ以外は、私はそんなに違う目では見ていない。いじめがあつての不登校は、これは大変なことですが、不登校というのは、私思うに、すごく芸術的なものにたけている、そういう子が意外と学校は嫌だけれども、こういう公設塾とかには行きたいのですよという子も実際あると思うので、私聞いているので、住民の方もそんなに秘密にするほどではないのではないかと。不登校と普通の生徒と、同じ目線で見ただけならば思っているのです、伺ったわけでございます。

実際私は、ほかの自治体の子供が本当に1年生のときから出た瞬間、何か月か後に不登校になりました。でも、私の五所川原の教室に中里の子供も来ていまして、その子と一緒になったら、なぜかそこに来ました。そして、何か月にもなったら、何かとても口がおしゃべりにな

ったし、とてもよくなって、毎日学校に行くことになったら、学校の先生は、どこに行ったのですか、特別教室にでも行ったのですかと言うほどよくなりまして、それは全然違う。普通に、自然に任せてやっていると。その子で見たら、今中学校1年になるけれども、勉強はトップ、スポーツもトップ、ますます張り切ってやっている。

そういうちょっとのきっかけだから、いじめでも何でも住民の力で、ちょっとの拍子で出口が見つかって、すごいという子になっているか、私は多分そういうことで、不登校の子というのは特別ではない、特別芸術的なものを持っているかもしれないので、普通の子と、ちょっと最初は駄目かなと思うけれども、そういう子が中里にもあります。でも、普通の子なのだけれども、何かが気に合わない、学校が駄目かもしれない。そして、公設塾には行きたいという子がいるかもしれないけれども、だから私はぜひ、前にも公設塾に不登校の子も受け入れるような体制つくってほしいと、そう思って言ったのです。だから、これからもそういう子をぜひどうぞと宣伝していただきたい。不登校の子は、普通の子と変わらないと思うのです。そのきっかけをつくってあげるのが私は公設塾だと思うので、何とかよろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 教育長。

○教育長（鈴木信也君） 塚本議員のおっしゃるとおり、うちは学校に行っている子も、事情があって不登校になっている子も、長期欠席している子も、分け隔てなく、そういうものは門戸を開いております。

課長が申したように、人数等が少ないので、個人情報にも当たるので、何名が行っているとか、そういうことは控えさせていただきますが、議員が心配するようなことはなく、仮に休んでいる子も利用している可能性は十分ありますので、ご心配なさないで、これからも宣伝していきます。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） では、よろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 保健衛生費の14節で、17ページ、工事請負費と

あるのですけれども、そこの欄にごみステーション設置工事とあるのですけれども、ごみステーションとはどういうものなのか、ご説明いただければ。よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） 答弁、藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 鈴木議員の質問にお答えします。

ごみステーションとは、燃えるごみ、燃えないごみを、工事現場であれば小屋みたいなものの小さい版で、そこにカラスが来てごみを散らかしたりとか、猫とか犬が来てごみを散らかしたり、それを防止するために、各集落から要望が上がったときには、その場所を確認しながら、設置するための費用として計上しております。あとは、この場所に関しては、豊島地区を今回は計画しております。

○議長（川山光則君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） おっしゃるとおりだと思います。鳥とか、そういう散らかされるのを防止するのだと思っていますけれども、それが我が町全体でやることであるのか。個々でやっているとは思うのですけれども、それをこれから全面的に町で、各集落等みんなへ行き渡るということは、これからやるのですか。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） このステーションの設置に関しては、町がやっているものと、集落支援員の活動としているものと、そこにごみを集める人たちが自分たちで費用負担をやってつくっているものと、様々あります。うちのほうに要望された場合は、そのところを確認しながら設置を計画してっております。

○議長（川山光則君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） では、ほかにないものとして、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第92号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第93号

○議長(川山光則君) 日程第14、議案第93号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

宮越町民課長。

○町民課長(宮越裕子君) 議案第93号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ64万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,494万9,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ98万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,945万8,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。6ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金までの合計33万5,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第6目償還金、22節償還金、利子及び割引料に、国庫支出金及び県支出金過年度分返還金として、合計30万3,000円を計上しております。

次に、歳入であります。5ページにお戻り願います。2、歳入では歳出の関連において、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に、給与改定に伴う職員給与費等繰入金として33万5,000円を、第2項財政調整基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、財政調整基金繰入金として30万3,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費において、給与改定及び人事異動に伴う職員人件費分として2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、合計106万3,000円を減額しております。

第2項歯科施設管理費、第1目一般管理費において、給与改定に伴う職員人件費分として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで、合計8万2,000円を計上しております。

次に、歳入であります。8ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第1款診療収入、第1項医科外来収入、第1目国民健康保険診療報酬収入において106万3,000円を減額し、第2項歯科外来収入、第1目国民健康保険診療報酬収入において34万7,000円を減額しております。

第6款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目医療提供体制設備整備交付金において、42万9,000円を計上しております。

以上、議案第93号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

○議長（川山光則君） 議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第94号

○議長（川山光則君） 日程第15、議案第94号 令和5年度中泊町介護保

険事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第94号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,640万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出について説明いたします。8ページを御覧ください。

3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、2節給料から4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金まで、合計7万2,000円を給与改定に伴う職員人件費の調整分として計上しております。12節委託料では、令和6年4月制度改正対応システム改修費として304万3,000円を計上しております。第3項介護認定審査会費、第1目認定審査会等費、11節役務費に、主治医意見書作成料70万9,000円を計上しております。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金、居宅介護福祉用具購入費6万1,000円、居宅介護住宅改修費27万6,000円の合計で33万7,000円を計上し、恐れ入りますが、9ページを御覧ください。第3項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金、高額介護サービス等費現物給付として234万7,000円を計上しております。

第3款地域支援事業費、第3項包括的支援事業・任意事業費、第2目任意事業費、12節委託料、配食サービス事業8万3,000円を計上し、第5目認知症施策推進事業費、2節給料から18節負担金、補助及び交付金までの合計12万5,000円を人件費調整分として減額しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。お戻りいただき、6ページを御覧ください。2、歳入。歳入は、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担

金に66万円を計上し、第2項国庫補助金、第1目調整交付金から第5目介護保険事業費補助金まで、合計で1,278万円を計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に89万3,000円を計上し、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金41万6,000円を計上し、7ページを御覧ください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から第3目地域支援事業繰入金までの合計で316万5,000円を計上しております。

失礼しました。訂正をお願いします。第3款の国庫支出金、第1項国庫負担金において、介護保険事業補助金、合計額が1,278万円と申しましたが、127万8,000円に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上、議案第94号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第95号

○議長（川山光則君） 日程第16、議案第95号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第95号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を73万2,000円追加し、総額3億683万7,000円とし、資本的支出と既決予算額を89万円追加し、総額1億9,403万6,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは最初に、収益的支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で、1節及び2節、3節、5節、28節にそれぞれ給与改定に伴う職員人件費として合計73万2,000円を計上いたしております。

次に、資本的支出についてご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目取水施設改良費、40節工事費で、送水ポンプフードバルブ更新工事費として89万円を計上いたしております。

以上、議案第95号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第96号から日程第31 議案第110号まで

○議長（川山光則君） 日程第17、議案第96号 中泊町農業委員会委員の任命についてから日程第31、議案第110号 中泊町農業委員会委員の任命についてまでの15議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ただいま一括議題となりました議案第96号から議案第110号までの中泊町農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

議案書つづりの59ページに一覧を掲載してございますので、御覧いただきたいと思えます。

本案は、農業委員会の委員の任期が令和6年3月27日で満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員に任命するため、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第96号は、佐藤正樹氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。佐藤氏は、昭和48年5月11日生の50歳で、認定農業者であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第97号は、青山邦榮氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。青山氏は、昭和23年3月21日生の75歳で、現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く地域住民より適任者であると推薦されていることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第98号は、大川勝仁氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。大川氏は、昭和46年1月29日生の52歳で、現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く農業者以外の選出では適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第99号は、三上孝氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。三上氏は、昭和29年3月8日生の69歳

で、認定農業者であるとともに、現農業委員であり、農業に対する見識も高く中泊町認定農業者の会より適任者であると推薦されていることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第100号は、木村巧氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。木村氏は、昭和42年10月20日生の56歳で、認定農業者であるとともに、現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第101号は、瓜田益子氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。瓜田氏は、昭和33年2月5日生の65歳で、現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第102号は、松坂龍美氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。松坂氏は、昭和37年1月14日生の61歳で、認定農業者であるとともに、現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第103号は、小野美恵子氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。小野氏は、昭和39年11月4日生の59歳で、現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第104号は、藤田次男氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。藤田氏は、昭和17年3月10日生の81歳で、長年にわたり地方自治に携わり、現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く地域住民より適任者であると推薦されていることから、議会の同意を求めるものであります。

第105号は、外崎満幸氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。外崎氏は、昭和38年11月5日生の60歳で、認定農業者であるとともに、現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第106号は、澤田健吾氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。澤田氏は、昭和33年8月30日生の

65歳で、認定農業者であるとともに、現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第107号は、工藤正太氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。工藤氏は、平成元年8月4日生の34歳で、認定農業者であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第108号は、松田耕司氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。松田氏は、昭和31年12月8日生の67歳で、認定農業者であるとともに、現農業委員であり、農業に対する見識も高く、適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第109号は、佐々木清英氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。佐々木氏は、昭和40年6月9日生の58歳で、認定農業者であるとともに、農業に対する見識も高く、十三湖土地改良区より適任者であると推薦されていることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第110号は、葛西誠氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。葛西氏は、昭和32年2月13日生の66歳で、認定農業者であるとともに、元農業委員であり、農業に対する見識も高く、適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第96号から議案第110号までの中泊町農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第96号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 96 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 96 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 97 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 97 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 97 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 98 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 98 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 98 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 99 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 99 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は同意することに決定しました。

次に、議案第100号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は同意することに決定しました。

次に、議案第101号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は同意することに決定しました。

次に、議案第102号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は同意することに決定しました。

次に、議案第103号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は同意することに決定しました。

次に、議案第104号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第104号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は同意することに決定しました。

次に、議案第105号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は同意することに決定しました。

次に、議案第106号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は同意することに決定しました。

次に、議案第107号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は同意することに決定しました。

次に、議案第108号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第108号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は同意することに決定しました。

次に、議案第109号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第109号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は同意することに決定しました。

次に、議案第110号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第110号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は同意することに決定しました。

◎日程第32 議案第111号

○議長(川山光則君) 日程第32、議案第111号 町有財産の無償貸付けについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長(三上晃瑠君) 議案第111号 町有財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの60ページを御覧願います。

令和5年7月、株式会社HIROSEから、当町における縫製工場操業継続のため、小泊地域の町有地に係る使用貸借契約期間延長の願い出がありましたので、当該財産を引き続き無償貸付けすることにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

株式会社HIROSE、代表取締役、弓削寛之氏は、昭和39年9月に創業し、婦人服製造業として4か所の縫製工場を運営しております。

このうち、昭和59年10月に中泊町小泊字砂山1078番地27に小泊工場を設立し、現在、小泊工場には19名の従業員が在籍して

おり、長年にわたり、地域の雇用を創出しております。

当該無償貸付けは、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間以内で、今後も縫製工場等として使用することを条件に、長年、町の雇用創出に貢献した株式会社HIROSEとの良好な関係を今後も維持し、引き続き町民の雇用の場の確保に努めるため、提案するものです。

以上、議案第111号 町有財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第111号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第112号

○議長（川山光則君） 日程第33、議案第112号 中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

宮越町民課長。

○町民課長（宮越裕子君） 議案第112号 中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定についてご説明申し上げます。

提案議案書つづりの61ページを御覧願います。今回の郵便局の指定につきましては、平成19年12月11日に中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定について議決を得て、現

在、住民票・印鑑証明書・現在戸籍を内潟郵便局と武田郵便局で発行しております。

今後は、キオスク端末の導入（令和6年2月1日開始予定）に伴い、郵便局での証明書発行は、キオスク端末による証明書発行に変更となります。

キオスク端末による証明書等発行（取扱事務）は地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条に含まれていないため同法律第3条第5項に基づき、現行の事務を取り扱う郵便局の指定を廃止し、新たにマイナンバーカードを利用した各種電子証明書関連事務等の事務委託をすることに伴い特定事務について、適正かつ確実に実施することができる郵便局として、内潟郵便局と武田郵便局を指定するものであります。

以上、議案第112号 中泊町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する郵便局の指定についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第112号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長（川山光則君） 日程第34、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ

いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項につ
いては、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定
しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわ
たり慎重ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第4回中泊町議会定例会を閉会いたしま
す。

閉会 午前11時44分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

署名議員 野 上 憲 孝

署名議員 神 崎 勲